

令和7年8月12日

## 第6回

# 玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

## 令和7年度第6回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年8月12日（火） 午後1時30分～午後2時10分
2. 場 所 玉東町役場 3階 会議室
3. 出席委員（10名）

|         |      |      |      |      |          |
|---------|------|------|------|------|----------|
| 会 長     | 1 番  | 鬼塚忠正 |      |      |          |
| 会長職務代理者 | 8 番  | 山野正亮 |      |      |          |
| 委 員     | 2 番  | 小山省三 | 3 番  | 坂口政文 | 4 番 上田佳子 |
|         | 5 番  | 宮崎 文 | 6 番  | 村田真也 | 7 番 児玉俊朗 |
|         | 10 番 | 深本 浩 | 11 番 | 井上知幸 |          |

推進委員                      田尻稔男      清田純博      児玉和幸      中村浩行
4. 欠席委員（1名）

9 番 大隅正信
5. 議事日程

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員及び会議書記の指名            |
| 日程第2 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  |
| 日程第3 | 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  |
| 日程第4 | 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について |
| 日程第5 | 議案第4号 その他                   |
6. 農業委員会事務局職員

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 局長 | 岩川康幸 | 主事 | 坂本美桜 |
|----|------|----|------|

## 事務局

ただ今から、令和7年8月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、鬼塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 会長

《挨拶》

## 事務局

本日は、9番大隅委員からの欠席の連絡があっております。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、過半の委員がお揃いでございますので、本日の総会が成立していますことを報告いたします。

では、この後の議事につきましては会議規則により会長より進行をお願いいたします。

## 議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は3番坂口委員と4番上田委員を指名します。また、書記に事務局の坂本主事を指名します。

よろしく申し上げます。

## 議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について5件あがっております。1番について事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号、1番の農地法第3条の規定による許可申請について  
＝1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読＝  
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は現在67歳でみかんの栽培をされており、今回、父親名義の農地を譲り受けるために申請をされるものです。

申請地につきましては、6ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、1番の説明を終わります。

**議長**

説明が終わりましたので、推進委員さんからの意見ををお願いします。

**推進 田尻委員**

きれいに管理されていて問題はありません。

**議長**

ただ今、推進委員さんからの説明がありました。皆様からのご意見、質疑はありませんか。

**議長**

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、1番について、承認される方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

**議長**

賛成多数。よって議案第1号、1番は、承認されました。  
続きまして2番について、事務局より説明をお願いします。

**事務局**

議案第1号、2番の農地法第3条の規定による許可申請について  
＝1頁、議案第1号、2番について議案書をもとに朗読＝  
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在68歳で野菜を栽培されており、今回、譲渡人の希望により申請地を譲り受けるために、申請されるものです。

申請地につきましては、7ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、2番の説明を終わります。

**議長**

説明が終わりましたので、推進委員さんからの意見ををお願いします。

### 推進 田尻委員

長年、貸し借りをされており、返してもらっても耕作できないので買ってもらえないかという要望があったので購入をされます。特に問題はないと思います。

### 議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

### 3番 坂口委員

売買ということで価格を教えてください。

### 事務局

20万円です。

### 議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、2番について、承認される方は挙手をお願いします。

### 【全員挙手】

### 議長

賛成多数。よって議案第1号、2番は、承認されました。  
続きまして3番について、事務局より説明をお願いします。

### 事務局

議案第1号、3番の農地法第3条の規定による許可申請について  
＝2頁、議案第1号、3番について議案書をもとに朗読＝  
それでは、詳細について説明いたします。

借受人は、現在37歳で親と一緒に農業をされており今回、経営移譲をされるために使用貸借権の設定をされるために申請されるものです。

申請地につきましては、8ページから9ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、3番の説明を終わります。

**議長**

説明が終わりましたので、推進委員さんの意見を求めます。  
井上委員

**推進 中村委員**

適正に管理されていますので、何ら問題はありません。

**議長**

ただ今、推進委員さんからの説明がありました。皆様からのご意見、質疑はありませんか。

**議長**

他にありませんか。  
無いようですので、採決を行います。議案第1号、3番について、承認される方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

**議長**

賛成多数。よって議案第1号、3番は、承認されました。  
続きまして4番について、事務局より説明をお願いします。

**事務局**

議案第1号、4番の農地法第3条の規定による許可申請について  
＝1頁、議案第1号、4番について議案書をもとに朗読＝  
それでは、詳細について説明いたします。

議受人は、現在35歳でみかん栽培をされており、今回、規模拡大のために申請地を譲り受けるために、申請されるものです。

申請地につきましては、10ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、4番の説明を終わります。

**議長**

説明が終わりましたので、推進委員さんからの意見をお願いします。  
児玉俊朗委員

**7番 児玉俊朗委員**

以前よりみかん作りをされていたので管理もされていますので、何ら問題ありません。

**議長**

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

**推進 児玉和幸委員**

問題ないと思います。

**議長**

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

**3番 坂口委員**

売買ということで価格を教えてください。

**事務局**

2筆で68万円です。

**議長**

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、4番について、承認される方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

**議長**

賛成多数。よって議案第1号、4番は、承認されました。  
続きまして5番について、事務局より説明をお願いします。

**事務局**

議案第1号、5番の農地法第3条の規定による許可申請について  
＝3頁、議案第1号、5番について議案書をもとに朗読＝  
それでは、詳細について説明いたします。  
譲受人は、現在40歳で団体職員として勤務され、併せて農業もされて

おり、果樹と米栽培をされています。今回、規模拡大のために申請地を譲り受けるために、申請されるものです。

申請地につきましては、11ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、5番の説明を終わります。

#### **議長**

説明が終わりましたので、推進委員さんからの意見をお願いします。

#### **推進 田尻委員**

お父さんと二人で農業の方をされています。規模拡大ということで問題はありません。

#### **議長**

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

#### **3番 坂口委員**

地目が畑となっていますがこの農地は田ではないですか。それと売買ということで価格を教えてください。

#### **議長**

ここは昔から畑になっています。基盤整備後もそのまま畑として利用されています。

#### **事務局**

46万円です。

#### **議長**

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、5番について、承認される方は挙手をお願いします。

#### **【全員挙手】**

### 議長

賛成多数。よって議案第1号、5番は、承認されました。

続きまして、日程第3、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

### 事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について  
＝4頁、議案第2号について議案書をもとに朗読＝  
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在、菊池市の借家に妻と子ども4人の6人で暮らしており  
今までの住まいでは手狭となったため土地を探されており不動産屋の紹介  
でこの農地を譲り受け、申請されるものです。

申請地につきましては、12ページをご覧ください。農地区分は、農業  
公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地  
と判断します。この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、  
許可相当であると考えます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

### 議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

児玉委員

### 7番 児玉委員

分譲地の一画になります。その一画の半分が農地として残っており分譲  
地の一画と一緒に購入され住宅の計画をされています。

### 議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。  
次に推進委員さんからの意見ををお願いします。

### 推進 清田委員

別に問題はないと思います。

### 議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、  
質疑はありませんか。

**議長**

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第2号について、承認される方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

**議長**

賛成多数。よって議案第2号は承認されました。

続きまして、日程第4、議案第3号農用地利用集積等促進計画の意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

**事務局**

13ページです。(朗読)

14ページです。議案第3号につきましては、農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、玉東町長から令和7年7月25日付けで、農用地利用集積等促進計画の意見決定を求められているところでございます。

15ページの集計表をご覧ください。

今回の申請は、賃借権の設定が1件で2,416㎡の一括方式で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、ご提案しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

**議長**

説明が終わりましたので、何かご意見、質疑はありませんか。

**議長**

無いようですので、議案第3号農用地利用集積等促進計画の意見決定については(案)のとおり決定いたします。

**議長**

その他ですが、事務局から何かありますか。

**事務局**

- ・ 農業新聞の申し込み
- ・ 農家相談の手引き
- ・ 青年農業者新規就農者実態保管調査について（産振・清田審議員より）

**議長**

それでは以上をもちまして、第6回玉東町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後2時10分


上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年8月12日

玉東町農業委員会会長

鬼塚忠正 

3番委員

坂口政文 

4番委員

上田佳子 